

別府市議会

議長 加藤 信康 様
議会運営委員会委員長 吉富 英三郎 様

議会改革推進研究会
会 長 阿 部 真 一

別府市議会基本条例検証結果の報告について

別府市議会基本条例第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 9 月 2 5 日に議会運営委員会から議会改革推進委員会に委任を受けました本条例に関する検証を実施しましたので、その結果について下記のとおり報告いたします。

記

1 検証経過

検証実施日	検証内容
令和 6 年 1 2 月 3 日	・ 基本条例検証方法の確認 ・ 第 1 回検証分（前文～第 10 条）の説明
令和 6 年 1 2 月 1 7 日	・ 第 1 回検証・評価（前文～第 10 条） ・ 第 2 回検証分（第 11 条～第 20 条）の説明
令和 7 年 1 月 1 7 日	・ 第 2 回検証・評価（第 11 条～第 20 条） ・ 第 3 回検証分（第 21 条～第 26 条）の説明
令和 7 年 2 月 1 3 日	・ 第 3 回検証・評価（第 21 条～第 26 条）
令和 7 年 3 月 6 日	・ 基本条例検証・評価結果の確認・まとめ

2 検証対象期間

前回検証後 ～ 令和 6 年 1 0 月 3 1 日の間における取組状況

3 検証結果

次頁以降、参照のこと。

議会基本条例検証結果報告（議会改革推進研究会）

1 議会基本条例検証結果のまとめ

（１）検証結果

今回の基本条例の検証においては、議会基本条例条文中、基本原則の規定等、条例改正や具体的な議会活動につながりがない条文は評価の対象外とし、評価対象の条文については、条文に定める内容に対する議会の取組状況、課題・問題点、今後の取組み、評価結果（Ａ：達成、Ｂ：一部達成、Ｃ：未達成）の３段階評価で行った。

評価対象条文２１件中、Ａ評価 ５件、Ｂ評価１０件、Ｃ評価 ６件となった。

条文見出し	R 6 評価	R 2 評価
第 4 条 会派	B	B
第 6 条 災害時等の危機管理対応	A	A
第 7 条 市民参加及び市民との連携	B	B
第 8 条 市民との意見交換の場	A	A
第 9 条 議会と市長等との関係	B	B
第 10 条 適正な議会費の確立	B ↑	C
第 11 条 議決事件の追加	C	C
第 12 条 予算及び決算における説明	A	A
第 13 条 自由討議による合意形成	C ↓	B
第 14 条 政策研究会	B ↓	A
第 15 条 委員会の活動	B	B
第 16 条 政務活動費	A ↑	B
第 17 条 議会研修の充実強化	B	B
第 18 条 議会事務局の体制整備	B	B
第 19 条 議会図書室の利用	C	C
第 20 条 議会の広報広聴の充実	A ↑	B
第 21 条 交流及び連携の推進	C	C
第 22 条 議員の政治倫理	B	—
第 23 条 議員定数	C	—
第 24 条 議員報酬	C	—
第 26 条 条例の検証及び見直し手続	B	—

（２）今後の取組みについて

今回、令和２年以来、４年ぶりの条例検証を行ったが、条文内容に対する取組が「Ｃ：未達成」の評価が６件ある等、令和２年と同様の未達成評価であったものが見られたことから、現在の議員任期中にあらためて未達成の取組に対する見直しを行うとともに、平成２８年の条例制定以降、条例改正に関する協議も行われていないことから関連協議を行う必要があると考えられる。よって引き続き本条例の趣旨に沿った開かれた議会の実現に向けて取組を進めるとともに、適宜、条例改正及び見直しを進めていただきたい。

2 議会基本条例検証結果

(1) 議会基本条例検証の方法

議会基本条例の各条文に定められている規定に沿い、議会活動が行われているか検証・評価を行うもので、各会派アンケート意見を集約し、議会改革推進研究会において令和6年12月から令和7年3月にかけて全条文の検証を行いました。

検証は、各条文に対する議会活動の結果を「A：達成」「B：一部達成」「C：未達成」「評価対象外」で評価するとともに、①活動状況（主なもの）、②課題・問題点、③今後の取組みを付記しています。

なお、次の条文等については、基本原則の規定等であるため具体的な議会活動へのつながりがない等の理由から評価しておりません。

前文

別府市議会（以下「議会」という。）は、大正13年4月1日の市制施行以来、一貫して本会議における自席からの一問一答方式を実践しながら、議事機関として意思決定の機能を果たしてきた。

新しい地方主体の時代を迎え、地方自治の範囲が拡大した今日、市民に最も身近な別府市が、その自治権を拡充し、これを生活者の視点に立ったものに近づけていくことが求められている。

議会は、主権在民を基調とする民主主義の原理により、日本国憲法に基づく二元代表制の実効性を高め、常に地方自治の本旨の実現を使命とするものである。

従って、これまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能強化が重要であるとともに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声をくみ取りながら、議員間で自由かつ達な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。

よって議会は、この崇高な理念及び目的を達成することを誓い、ここに別府市議会基本条例を制定する。

第1条(目的)

この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2条(議会の運営原則)

議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1) 公開性、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた信頼される議会を目指すこと。
- (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市民その他の執行機関（以下「市民等」という。）の市政運営状況を監視すること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- (5) 別府市議会委員会条例（昭和32年別府市条例第49号。以下「委員会条例」という。）、別府市議会会議規則（昭和46年別府市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。
- (6) 市民に分かりやすい言葉又は表現を用いてその運営に努めること。

第3条(議員の活動原則)

議員は、次に掲げる原則に基づきを行うものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市見全体としての福祉向上を目指すこと。
- (3) 議員立法による積極的な条例提案に努めること。

第5条(議長の権限と役割)

議長の権限については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定めるもののほか、その役割については、会議規則で定める。

第25条(最高規範性)

この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反した議会運営に関する条例、規則等を制定してはならない。

(2) 各条文の内容、評価結果、条文に定める項目に対する活動状況、課題・問題点・今後の取り組み

第4条(会派) 議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。

3 会派代表者会議に関し必要な事項は別に定める。

評価結果

B
一部達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取り組み
・議会意思決定時には会派意見集約 ・適宜、会派代表者会議の開催	・改選後、1人会派の増加（6名）により、議員数の約1/4を占める状況に	・政策提言等は、政策研究会、委員会活動活性化との整合性を持たせる必要

第6条(災害時等の危機管理対応) 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、次に定めるところにより対応するものとする。

(1) 議長は、速やかに緊急連絡網を通じ、議員に対し、事態の報告及び指示を行うものとする。

(2) 議長は、必要に応じて会派代表者会議を招集し、対応を協議する。

(3) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

評価結果

A
達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取り組み
・議会災害対策会議等設置要綱制定 ・ラインを通じた情報伝達訓練実施	・議会災害対策会議等設置要綱と本条文との災害時対応時の対応整理必要	・大規模災害等に備えた議会BCP（業務継続計画）の策定検討

第7条(市民参加及び市民との連携) 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員との政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 議会は、より多くの市民が議会を傍聴できる機会を設けるため、必要に応じて日曜日等に議会を開会することができる。

評価結果

B
一部達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取り組み
・令和6年度、常任委員会会議録を議会HP公開開始、議場見学、議会モニター制度等開始	・日曜日等の議会開会は実現なし（執行部との調整も含めた課題）	・様々な手法を通じ、議会への関心を高めるとともに意見を聴く場を設ける

第8条(市民との意見交換の場) 議会は、前条第2項に規定する意見交換の場として、市民と議会との対話集会等を行うものとする。

2 市民と議会との対話集会等に関し必要な事項は、別に定める。

評価結果

A
達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・コロナ禍後、年1回の市民と議会との対話集会を再開	・近年は、常任委員会単位でテーマと対話先（主に団体等）を決めて実施	・委員会活動の活性化の取組と合わせて対話集会の位置づけの整理が必要

第9条(議会と市長等との関係) 議会審議における議員と市長等は、常に緊張関係を保持し、相互の議論を深めるよう努めるものとする。

2 会議における議員と法第121条の規定により議場に出席した者（次項において「説明員」という。）は、論点及び争点を明確にしなければならない。

3 会議において、議員は、一問一答方式を積極的に活用し、説明員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問又は反論をすることができる。

4 議員は、閉会中に議長を経由して市長等に対し、文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるとともに、それを公開することができる。

5 反問、反論及び文書質問に関し必要な事項は、別に定める。

評価結果

B
一部達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・一問一答方式の質疑は継続	・反論、文書質問の事例なし	・適宜、議会審議活性化の議論検討

第10条(適正な議会費の確立) 議会は、適正な議会活動を確立するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

評価結果

B
一部達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・令和5年度から議会改革関連を対象に議員意見集約により独自予算要求実施	・年度の上半期でおおよその方向性をまとめる必要があり議論の期間が短い	・引き続き会派意見を集約した予算要求の取組みを継続し、定着化させる

第11条(議決事件の追加) 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。

2 前項の規定による議会の議決すべき事件の追加については、別に条例で定める。

評価結果

C
未達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・活動実績なし	・これまで協議実績なし	・議員の要望状況に応じて、議決事件の追加に関する協議の場を設置検討

第 12 条(予算及び決算における説明) 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

2 議会 は決算の審議に当たり、市長等が執行した事業等の評価を行うため、市長等に必要な資料の提出を求めることができる。

評価結果

A
達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・各定例会で執行部から関連資料提示 ・その他、適宜、執行部へ資料要求	—	・引き続き、議会審議に必要な分かりやすい資料の提供を求めている

第 13 条(自由討議による合意形成) 議会 は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう、議会の本会議及び委員会を運営しなければならない。

評価結果

C
未達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・委員会の請願審査において実施 ・令和 6 年度、他市議会事例を視察	・本会議での自由討議も含めて、議会内で具体的な協議実績なし	・他市議会での導入例を参考に、別府市議会に合った自由討議手法を検討

第 14 条(政策研究会) 議会 は、市政に関する重要な政策及び課題研究のため、政策研究会を設置することができる。

2 政策研究会に関し必要な事項は、別に定める。

評価結果

B
一部達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・令和 3 ～ 4 年度に地産地消に関する調査研究を行い、議長へ報告書提出	・改選後、政策研究会の設置なし ・政策提言に至るまでの議論の見直し	・委員会活動の活性化の取組と合わせて政策研究会の位置づけの整理が必要

第 15 条（委員会の活動）議会 は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会について、その専門性及び特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

2 議会 は、常任委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度又は公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

4 委員会 は、委員会条例の定めるところにより公開しなければならない。

評価結果

B
一部達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・請願審査時に参考人制度の活用あり	・公聴会制度の活用実績なし	・委員会活動活性化の議論を進める

第 16 条(政務活動費) 政務活動費は、議員が政策立案又は、提案を行うための調査及び研究に資するため交付されるものであることを認識し、別府市議会政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより適正に執行しなければならない。

評価結果

A
達成

2 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿等は、積極的に公開するものとする。

3 議会は、政務活動費条例の改正に当たっては、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分に検討するものとする。

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・ 全議員が収支報告書に加え、1円単位の領収書も含めて公開している	・ 政務活動費自体の議論はされてない ・ 用途について要望が多くなってきた	・ 議会改革推進委員会が令和7年度から政務活動費の取扱いについて協議

第 17 条(議会研修の充実強化) 議会は、第 1 条に規定する目的を議員間で共有するため、選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例のほか議会関係諸法令等に関する研修を行わなければならない。

評価結果

B
一部達成

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。この場合において、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・ タブレット導入研修、議会ハラスメント防止研修の実施	・ 議員からの研修要望の把握ができていない、研修予算が少ない	・ 議員へ受講したい研修アンケート実施等により、求められる研修実施検討

第 18 条(議会事務局の体制整備) 議会は、その政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備の強化に努めるものとする。

評価結果

B
一部達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・ 事務局員の確保を執行部へ要請	・ 議員は専門性の高い職員配置要望 ・ 市全体の職員数減少による配置難	・ 事務局員配置要望だけでなく業務の改廃整理の工夫で体制整備の検討

第 19 条(議会図書室の利用) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

評価結果

C
未達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・ 活用実績なし	・ 議会棟内の図書室スペースの制約、資料のデジタル化への移行対応	・ 現在建設中の新図書館整備に合わせ、レファレンス機能等の連携を検討

第 20 条(議会の広報広聴の充実) 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会の広報広聴活動の充実強化に努めるものとする。

評価結果

A
達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・令和6年度、議会だよりのページ増、議会見学、モニター、YouTube開設等	・議員から議会だよりは全頁カラー要望、SNSの活用意見あり	・引き続き、効果的な議会広報広聴活動を実施、検討する。

第 21 条(交流及び連携の推進) 議会は、他の地方公共団体の議会と政策、議会運営等について意見交換を行うため、積極的に交流及び連携を図るものとする。

評価結果

C
未達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・委員会行政視察、会派行政視察実施 ・県内市議会において調査依頼等共有	・定期的あるいは特定のテーマに沿った具体的な意見交換までは至っていない	・委員会活動の活性化と合わせ関係先と所管調査、先進事例視察等の実施

第 22 条(議員の政治倫理) 議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位の保持に努めなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

評価結果

B
一部達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・政治倫理条例に令和6年、議会ハラスメント防止に関する条文追加	・定期的なハラスメント防止研修、政治倫理条例の周知	・条例の周知、議員間における共通認識及びハラスメント防止研修実施

第 23 条(議員定数) 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

2 議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付し、議長に提出するものとする。

3 議員の定数については、別に条例で定める。

評価結果

C
未達成

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・活動実績なし	・平成23年の定数改正以降、協議実績がない	・令和7年度に議会改革推進委員会にて定数改正の有無について協議開始

第 24 条(議員報酬) 議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

2 議員が前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。

3 議員の報酬については、別に条例で定める。

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・ 活動実績なし	・ 平成28年の議員報酬改正以降、協議実績がない	・ 令和 7 年度に議会改革推進委員会にて議員報酬改正有無について協議開始

評価結果

C
未達成

第 26 条(条例の検証及び見直し手続) 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを具体的に検証し、その結果を市民に積極的に公開するものとする。

2 議会は、前項に定める検証に関しては、その期間及び手法について、議会運営委員会で決定するものとする。

3 議会は、検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

①活動状況（主なもの）	②課題・問題点	③今後の取組み
・ 令和 6 年度、条例検証実施	・ 条例検証の時期、方法等が基本条例での条文でも不明確で見直し必要	・ 現在の議員任期中に今回の検証をもとに条例改正等の検討

評価結果

B
一部達成